

令和6年第4回東広島市議会定例会

提 出 議 案 説 明 書

そ の 2

令和6年12月

議案第130号

職員の給与に関する条例等の一部改正について

(総務部職員課)

1 改正の理由

国家公務員の一般職の職員の給与の改定等に合わせ、一般職の職員の給与の改定等を行うとともに、当該一般職の職員の給与の改定に合わせて市議会議員並びに市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）の期末手当の支給率の改定その他所要の規定の整理を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 給料

ア 令和6年度の行政職給料表及び消防職給料表について、最大14.25パーセントの割合で給料月額を引き上げる。（第1条関係）

イ 令和6年度の定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）の給料表について、最大1.75パーセントの割合で給料月額を引き上げる。（第1条関係）

ウ 令和7年度以後の行政職給料表及び消防職給料表について、号給構成を改めるとともに、最大10.27パーセントの割合で給料月額を引き上げる。（第2条関係）

エ 令和6年度の一般職の任期付職員のうち高度の専門的な知識経験又は優れた識見が必要とされる業務に従事させる職員（以下「特定任期付職員」という。）の給料表について、最大3.16パーセントの割合で給料月額を引き上げる。（第5条関係）

(2) 期末手当

ア 令和6年12月に一般職の職員（特定任期付職員を除く。イ並びに(3)ア及びイにおいて同じ。）、市議会議員及び市長等並びに特定任期付職員に支給する期末手当の支給率を次のように引き上げる。（第1条、第3条、

第5条関係)

区 分	現 行	改 正
一般職員	1.225月分	1.275月分
定年前再任用短時間勤務職員等	0.6875月分	0.7125月分
市議会議員及び市長等	2.25月分	2.35月分
特定任期付職員	1.7月分	1.75月分

- イ 令和7年度以後に一般職の職員、市議会議員及び市長等並びに特定任期付職員に支給する期末手当の支給率を次のように改定する。(第2条、第4条、第6条関係)

区 分	支給月	令和6年度	令和7年度以後
一般職員	6月	1.225月分	1.25月分
	12月	1.275月分	
定年前再任用短時間勤務職員等	6月	0.6875月分	0.7月分
	12月	0.7125月分	
市議会議員及び市長等	6月	2.25月分	2.3月分
	12月	2.35月分	
特定任期付職員	6月	1.7月分	0.95月分
	12月	1.75月分	

(3) 勤勉手当

- ア 令和6年12月に一般職の職員に支給する勤勉手当の支給率を次のように引き上げる。(第1条関係)

区 分	現 行	改 正
一般職員	1.025月分	1.075月分
定年前再任用短時間勤務職員等	0.4875月分	0.5125月分

- イ 令和7年度以後に一般職の職員に支給する勤勉手当の支給率を次のように改定する。(第2条関係)

区 分	支給月	令和6年度	令和7年度以後
一般職員	6月	1.025月分	1.05月分
	12月	1.075月分	
定年前再任用短時間勤務職員等	6月	0.4875月分	0.5月分
	12月	0.5125月分	

- ウ 特定任期付職員に期末手当に加えて勤勉手当を支給することとし、その支給率を0.875月分とする。(第6条関係)

(4) 初任給調整手当 (第1条関係)

- 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職員に支給する初任給調整手当を次のように引き上げる。

現 行	改 正
5万800円	5万1,600円

(5) 扶養手当（第2条関係）

扶養親族たる配偶者及び子に係る扶養手当を次のように段階的に改定する。

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度以後
配 偶 者	行政職給料表の 8級の適用を受 ける職員以外の 職員	6,500円	3,000円	廃止
	行政職給料表の 8級の適用を受 ける職員	3,500円	廃止	
子（1人当たり）		1万円	1万1,500円	1万3,000円

(6) 通勤手当（第2条関係）

通勤手当の1月当たりの支給限度額を15万円に引き上げるとともに、新幹線鉄道等に係る特例について新たに給料表の適用を受けることとなった者を当該特例に係る通勤手当の支給の対象とする。

(7) 単身赴任手当（第2条関係）

新たに給料表の適用を受けることとなった者を単身赴任手当の支給の対象とする。

(8) 管理職員特別勤務手当（第2条関係）

管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合における管理職員特別勤務手当の支給の対象となる時間の範囲を次のように拡大する。

現 行	改 正
午前零時から午前5時まで	午後10時から翌日の午前5時まで

(9) 住居手当（第2条関係）

定年前再任用短時間勤務職員等に他の一般職の職員と同様に住居手当を支給することとする。

(10) 特定任期付職員業績手当（第6条関係）

特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に支給する特定任期付職員業績手当を廃止する。

3 施行期日等

(1) 施行期日

ア 第1条に係る給料表、第5条に係る給料表並びに令和6年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する規定等 公布の日

イ 第2条に係る給料表並びに令和7年度以後に支給する期末手当及び勤勉手当に関する規定等 令和7年4月1日

(2) 経過措置

ア 第1条に係る給料表、第5条に係る給料表並びに令和6年度に支給する期末手当（市議会議員及び市長等に係るものを除く。）及び勤勉手当に関する規定等は、令和6年4月1日から適用する。

イ 令和6年度に市議会議員及び市長等に支給する期末手当に関する規定は、令和6年12月1日から適用する。

（根拠法令）

地方自治法

第203条

③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第204条

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（一略）、へき地手当（一略）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（一略）又は退職手当を支給することができる。

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

地方公務員法

第24条

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。